

令和3年12月10日

「令和4年度税制改正大綱」についてのコメント

一般社団法人不動産協会
理事長 菰田正信
(三井不動産㈱社長)

本日決定された「令和4年度税制改正大綱」では、最重点要望と位置づけていた2項目について、新築の住宅ローン減税は、ZEH水準の省エネ住宅に対する借入限度額の引上げをはじめとした充実した支援策が講じられることになった。また、土地固定資産税は、地価と実態経済に乖離も見られる中、令和4年度の税額が増加する商業地等に対し増税額を半減させる激変緩和措置が講じられることとなった。

我が国経済がコロナ禍の影響が残り、依然として厳しい状況にあるとともに、先行きも不透明な状況にある中、経済の底割れを防ぎ、持続的で確実な成長を実現するための不可欠な措置と認識しており、高く評価している。

さらに、国家戦略特区に係る特例やウォークブル推進税制をはじめとする、都市、住宅、土地等に係るその他の主要な要望についても延長等が認められることとなった。魅力的なまちづくりの推進による都市の国際競争力強化や安心安全で良好な住宅ストック形成に資するものであり、評価している。

ご尽力頂いた関係各位に対して、厚く御礼申し上げます。

今回の税制改正を踏まえ、当協会としても、引き続き、国民の暮らしを豊かにするまちづくりや住環境の整備を通じ、我が国の経済・社会の発展に貢献して参りたい。

以上